

村田きょうこ マンスリーレポート

No.024 <2023 年 9 月号>



皆さん、ご安全に！村田きょうこです。

8 月 30 日の店頭ガソリン価格が 185.6 円/ℓ を記録し、**15 年ぶりに最高値**を更新しました。場所によっては、200 円/ℓ を超えたところもありました。この事態を受けて、政府は当初 9 月末までとしていた**ガソリンへの補助金**を、175 円/ℓ 程度になるよう**年末まで延長**することを表明しました。しかし、全国をまわっていると「**175 円/ℓ でも高すぎる！**」との声が多いです。今月号では、このガソリンについて思うところを書きました。

1. ガソリン価格高騰の要因



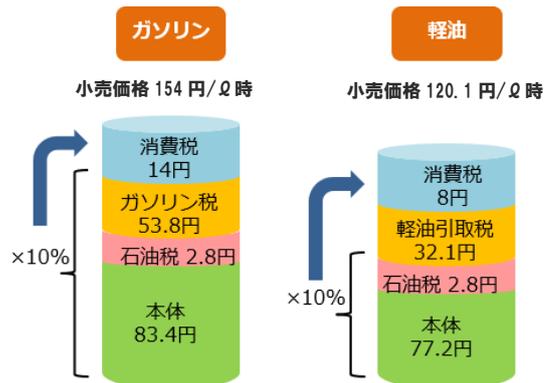
原油価格の高止まりもありますが、足元の価格高騰の主な要因は、**円安の進行による原油輸入価格の上昇**にあります。円安の原因を解決しなければ、ガソリン価格は鎮静化せず、いつまでも補助金に頼ることになります。そして、この**補助金も税金を使ったもの**です。**その額 3 兆円**、電気やガス等への補助金分も含めると**6 兆円**に上ります。

円安のために他の国よりも燃料価格が割高になっている今の状況を変えるためには、**継続的な賃上げ**が可能な政策の実現を通じて、**景気を上向かせる**ことが必要です。そして、金融緩和策の見直しやマイナス金利の解除によって日米の金利差を縮小し、**円の価値を高め**ていかなければなりません。

2. ガソリンへの課税の仕組み



ガソリンについて皆さんと意見交換をすると、「**二重課税はおかしい**」、「**そもそも税金が高すぎる**」というご意見を多くいただきます。ガソリンには、ガソリン本体価格に対して、①ガソリン税 (53.8 円) と②石油税 (2.8 円) がかかっています。そして、ガソリン本体とは別に、これらの**ガソリン諸税**に対しても**消費税**がかかっています。つまり**二重で課税**されているのです。**今のガソリン価格では約 4 割が税金**です。ちなみに、酒やたばこ等も、同じように二重課税となっています。



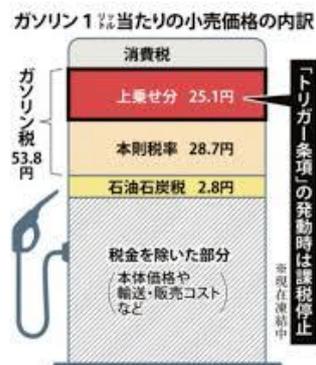
【出所】ZEIMO

一方で軽油の場合は、ガソリン税に相当する軽油引取税は消費税の課税対象になっていません。私たち生活者が消費することが多いガソリン、酒、たばこ等に二重で課税する税制の仕組みは平等ではありません。



3. トリガー条項とは

価格高騰対策をするにしても、今の補助金のように複雑なものではなく、理解しやすい仕組みであるべきです。立憲民主党は、以前から民主党政権時に成立させた「トリガー条項」の凍結解除を求めてきました。これは、本則税率（28.7円）と暫定税率（25.1円）の2種類あるガソリン税のうちの暫定税率いわば上乗せ分を、過去3カ月のガソリン平均小売価格が160円/ℓを超えたら課税停止する、つまり1リットル当たり25.1円安くなるという分かりやすい制度です。



【出所】産経ニュース

政権が自民党に戻ると、この上乗せ分の課税停止制度は東日本大震災の復興財源に充てるために凍結されてしまいました。解除には法改正が必要ですし、復興への引き続きの配慮が欠かせませんが、自民党が私たちの提案を受け入れてくれることを期待します。



4. 8月の国会見学 8組 140人

暑い日ばかりでしたが、今月も多くの方が国会見学に来ていただきました。



8/3 日本製鉄鹿嶋労組



8/17 連合山口県中央地域協議会



8/18 日本製鉄労連職場委員



8/21 基幹労連建設部会労使懇談会



8/22 基幹労連神奈川県本部



8/24 日本コークス工業社員労組



8/25 新来島サノヤス造船労組



8/28 JAM 医療関連労組連絡会議



今号は以上です。